

青森県報

第四千五百七十号

平成三十一年
二月二十七日
(水曜日)

目次

規 則

○青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(健康福祉課) ……一

告 示

○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の一般相談支援事業の廃止の届出……………(同) ……二

○児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) ……二

○高齢者等の雇用の安定等に関する法律によるシルバー人材センター連合の業務拡大に係る業種及び職種指定……………(労政・能力開発課) ……二

○保安林の指定施業要件の変更予定……………(林政課) ……三

○道路の区域の変更……………(道路課) ……四

○道路の供用の開始……………(同) ……四

公 告

○建設業者の許可の取消し……………(上北地域民局) ……五

○右 同……………(同) ……五

教育委員会

○青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則……………(スポーツ健康課) ……五

規 則

○青森県立学校管理規則の一部を改正する規則……………(教職員課) ……六
○青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令……………(職員福利課) ……六

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二号

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

青森県災害救助法施行細則(昭和三十年四月青森県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「第二十九条」を「第三十条」に改める。

第六号様式中「~~労働局~~」を「~~労働局~~」に改める。
第七号様式の裏中「~~第31条~~」を「~~第32条~~」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第百三十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成三十一年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
名称	名称	所在地	平成 三・三・二六
主たる事務所の所在地	居宅介護	上北郡東北町大浦字境ノ沢四の一九	
社会福祉法人新生会	重度訪問介護	上北郡東北町大浦字境ノ沢六の一	
名称	名称	所在地	平成 三・三・二六
主たる事務所の所在地	上北療護園	上北郡東北町大浦字境ノ沢四の一九	
社会福祉法人新生会	上北療護園	上北郡東北町大浦字境ノ沢六の一	

青森県告示第百四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の二十五第二項の規定により、次の指定一般相談支援事業者から一般相談支援事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第五十一条の三十第一項第二号の規定により公示する。

平成三十一年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定一般相談支援事業者	地域相談支援の種類	一般相談支援事業を行う事業所	廃止年月日
名称	名称	所在地	平成 三・三・三二
主たる事務所の所在地	地域移行支援	上北郡七戸町字上ノ上一八の一	
株式会社ゆ	地域定着支援	上北郡七戸町字上ノ上一八の一	
名称	名称	所在地	平成 三・三・三二
主たる事務所の所在地	ケアサポート	上北郡七戸町字上ノ上一八の一	
株式会社ゆ	ケアサポート	上北郡七戸町字上ノ上一八の一	

青森県告示第百五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

平成三十一年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所	指定年月日
名称	名称	所在地	平成 三・三・一
主たる事務所の所在地	放課後等デイサービス	むつ市大字田名南榎山二六の九	
一般社団法人あ・ぼこ	すたあず	むつ市大字田名南榎山二六の三	
名称	名称	所在地	平成 三・三・一
主たる事務所の所在地	放課後等デイサービス	むつ市大字田名南榎山二六の九	
一般社団法人あ・ぼこ	すたあず	むつ市大字田名南榎山二六の三	

青森県告示第百六号

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十五条において準用する同法第三十九条第一項の規定により、シルバー人材センター連合の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定したので、同法第四十五条において準用する同法第三十九条第四項の規定により公示する。

平成三十一年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定に係るシルバー人材センター連合の名称	業 種	職 種	市町村の区域
公益社団法人青森県シルバー人材センター連合会	各種商品小売業	自動車運転の職業	青森市
指定をした業種及び職種並びに当該指定に係る市町村の区域	持帰り・配達飲食サービス	飲食物調理の職業	
	各種商品小売業	自動車運転の職業	青森市
	持帰り・配達飲食サービス	飲食物調理の職業	

I-五十六 各種商品小売業	H-四十四 道路貨物運送業	E-十 飲料・たばこ・飼料製造業	E-九 食料品製造業	A-一 農業	R-八十九 自動車整備業	P-八十五 社会保険・社会福祉・介護事業	P-八十三 医療業	O-八十一 学校教育	M-七十五 宿泊業	D-六 総合工事業	A-二 林業	A-一 農業	P-八十五 社会保険・社会福祉・介護事業	O-八十一 学校教育
	I-六十六 自動車運転の職業	K-七十八 その他の運搬・清掃・包装等の職業	H-五十四 製品製造・加工処理の職業(金属材料製造・金属加工、金属溶接・溶断を除く)	H-五十四 製品製造・加工処理の職業(金属材料製造・金属加工、金属溶接・溶断を除く)	K-七十八 その他の運搬・清掃・包装等の職業	E-三十九 飲食物調理の職業	K-七十六 清掃の職業	E-三十九 飲食物調理の職業	I-六十六 自動車運転の職業	E-三十九 飲食物調理の職業	K-七十八 その他の運搬・清掃・包装等の職業	G-四十六 農業の職業	I-六十六 自動車運転の職業	I-六十六 自動車運転の職業
												十和田市		
むつ市														

Q-八十七 協同組合(他に分類されないもの)	G-四十六 農業の職業	平川市
	H-五十四 製品製造・加工処理の職業(金属材料製造・金属加工、金属溶接・溶断を除く)	
A-一 農業	G-四十六 農業の職業	平川市
E-九 食料品製造業	H-五十四 製品製造・加工処理の職業(金属材料製造・金属加工、金属溶接・溶断を除く)	
R-八十八 廃棄物処理業	K-七十八 その他の運搬・清掃・包装等の職業	平川市
P-八十五 社会保険・社会福祉・介護事業	E-四十一 居住施設・ビル等の管理の職業	
O-八十一 学校教育	E-三十九 飲食物調理の職業	平川市
M-七十五 宿泊業	I-六十六 自動車運転の職業	
L-七十四 技術サービス業(他に分類されないもの)	B-九 建築・土木・測量技術者の職業	平川市
K-六十九 不動産賃貸業・管理業	K-七十八 その他の運搬・清掃・包装等の職業	
J-六十三 協同組織金融業	I-六十九 定置・建設機械運転の職業	平川市
I-六十九 定置・建設機械運転の職業	I-六十九 定置・建設機械運転の職業	

備考 「業種」については日本標準産業分類(平成二十五年十月三十日総務省告示第四百五号)に定める中分類に、「職種」については厚生労働省編職業分類(平成二十四年三月改訂)に定める中分類による。

三 指定年月日 平成三十一年二月五日

青森県告示第百七号

次のとおり保安林の指定施設要件を変更する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成三十一年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東津軽郡今別町大字大泊字鑄釜二二の一（次の図に示す部分に限る。）、二二の一〇六、二二の一〇九、字上野九一の二（次の図に示す部分に限る。）、九一の一四三、九一の一四六
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び今別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成三十一年三月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

図面の番号	道路の種類	路線名	変更の区間		変更の前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
			前	後	前	後			
1	国道	四五四号	三戸郡五戸町大字扇田字姥坂三四から 三戸郡五戸町大字扇田字寺沢二〇の一まで		二九・〇〇メートルまで	二九・〇〇メートルまで	七〇四・六〇メートル		
2	県道	吹上金屋黒石線	黒石市大字浅瀬石字川合二一九の一三から 黒石市大字浅瀬石字川合一七八の三まで		一〇・五〇メートルから 一七・三〇メートルまで	一七・三〇メートルから 四一・六〇メートルまで	六一・三〇メートル	五一・三〇メートル	

備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十一年三月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	供用開始の日

国道四五四号	三戸郡五戸町大字扇田字姥坂三四から 三戸郡五戸町大字扇田字寺沢二〇の一まで	平成三・二・二七
県道吹上金屋黒石線	黒石市大字浅瀬石字川合二一九の一三から 黒石市大字浅瀬石字川合一七八の三まで	〃
県道相馬常盤野線	中津軽郡西目屋村大字田代字稲元二一九の二四から 中津軽郡西目屋村大字田代字稲元二一九の三三まで	三・三・三三

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十一年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 上北森林組合
- 二 代表者の氏名 赤石継美
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字森ノ上八七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三〇）第五〇〇三九四号
- 五 取消年月日 平成三十一年二月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成三十一年一月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十一年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 六ヶ所テクノス株式会社
- 二 代表者の氏名 小野眞一郎
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一三二一の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二五）第五〇〇五四〇号
- 五 取消年月日 平成三十一年二月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成三十一年二月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

教 育 委 員 会

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月二十七日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第一号

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（昭和三十八年七月
青森県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「校長の具申（第一号様式）により」を削る。

第四条中「、校長の具申（第二号様式）により」を削る。

第一号様式及び第二号様式を削る。

附 則

この規則は、平成三十一年三月一日から施行する。

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月二十七日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第二号

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則

青森県立学校管理規則（昭和三十二年十一月青森県教育委員会規則第十一号）の一
部を次のように改正する。

第十八条の二第三項中「、校長の推薦により」を削る。

附 則

この規則は、平成三十一年三月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第一号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年二月二十七日

青森県教育委員会

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会専決代決規程（昭和三十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三
号）の一部を次のように改正する。

別表第一学校教育課の項課長専決事項の欄中第十七号を削り、第十八号を第十七号
とし、第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、同表教職員課の項課長専
決事項の欄中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十一号ま
でを一号ずつ繰り上げ、同表スポーツ健康課の項課長専決事項の欄中第八号を削り、
第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第七中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加
える。

五 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師並びに学校評議員の委嘱及び解嘱に関する
こと。

附 則

この訓令は、平成三十一年三月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭